

平成22年度 第5回 府中市国民健康保険運営協議会（平成22年10月15日開催）

## 会議録（要点筆記）

会 長：平成22年度第5回府中市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。本日の会議は傍聴希望の方がいらっしゃいます。府中市附属機関等の会議の公開に関する規則により、傍聴を認めてよろしいでしょうか。

全 委 員：異議なし

会 長：傍聴希望の方はお入りください。

（傍聴希望者入場）

会 長：それではこれより議事日程に従いまして会議を進めさせていただきます。

### 日程第1 府中市国民健康保険の税率等の見直しについて

会 長：日程第1の「府中市国民健康保険の税率等の見直しについて」を議題とします。  
事務局より説明願います。

#### 保険年金課長補佐が国保財政等に関する資料4について説明を行った

会 長：説明が終わりました。説明の冒頭にありましたように、前回の説明では現年度の収納率をベースとした時の税率を示させていただきました。しかし、ご意見ありましたように行政側の努力を入れなければならないということで、現段階での収納率を向上させて88%と想定した場合の表をただいま説明いたしました。これらについて委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。

委 員：前は86.4%という収納率で提案されていましたが、これは一般被保険者の収納率かと思いますが、どうしてこの数字で試算されたのですか。また、26市の収納率の平均は88.6%ですので、行政側の努力として88%で試算されていますが、低くはないでしょうか。国保税は他の住民税などとは違い、市の裁量で税率が変えられます。被保険者に負担をお願いするのであれば、もう少し高い収納率を考えていただけませんか。

保 険 年 金 課 長：まず21年度の決算ベースでは収納率87%を超えた数字だったかと思っています。21年度決算の中で一般被保険者の決算時の収納率が86.4%、

退職被保険者については95%となり、合わせて87%となっています。ただ、退職者の場合はその経費が退職被保険者の国保税と交付金で賄われています。そのため保険税を算定する上では一般被保険者の収納率をベースに試算しなくてはならないため、86.4%の収納率で資料を作成しました。

**納税課長補佐**：収納率を88%以上として試算をすることは可能ですが、実際問題として、当該年度に設定の収納率を達成できなかった時は、その分また一般会計からの繰入金が増えてしまうということもありますので、率の設定については一番現実的な数字で試算するべきではないかと思います。

**委員**：収納率を上げるための努力をもう少ししていただいて、一般論ではなく、具体的な、市民にも分かりやすいような施策を出して下さい。高額滞納者が100件あるのに、3件しかフォローできていないという姿勢を指摘したいと思います。

**納税課長補佐**：前々回提示しました「所得階層別滞納者内訳」の中で、所得100万円から200万円、200万円から300万円の階層が一番世帯が多く、金額も大きいということでした。このことについて2,600世帯ある中で、数十件ランダムに抽出して現在の状況を調べておりますのでご報告いたします。まず、100万円から200万円の世帯の中から12件を抽出して調べたところ、21年度が初めての滞納であったのが4件、後の8件は以前から滞納がある世帯でした。その8件の中で現年に分納誓約が出ているのが1件、現年のみの滞納の4件のうち、2件についても分納誓約が出ております。従って、21年度初めての方についてはこれから納税交渉や催告等が始まりますので、お支払いいただけるよう努力をしていきたいと思います。また、以前より滞納がある8件については過去に2件の分納誓約が出ておりますので、12件のうち6件に分納誓約が出ております。分納をしても、古い年度の分から充当してまいりますので、21年度に手がかかっていない、あるいはかかかっていても完納となっていないということで表中に載っております。次に200万円から300万円の世帯についてもランダムに12件を調べてございます。こちらも21年度が初めての滞納となるのが4件、残りの8件は以前からの滞納があります。21年度初めての滞納の4件のうち、分納誓約が出ているのが1件、残りの3件についてはこれから催告等、納税交渉をして参りたいと思います。分納している世帯についても古いものに充当したり、21年度分が完納でないということで表に載っております。何もしていない世帯は皆無ですので、文書催告や訪問催告を経たうえで様々な事情で残っております。差押えできる財産が見つからない、あるいは分納が始まっている等の理由でデータとして表に載って

いるということでございます。高額滞納者の調査については3件ということで確かに少なかったと考えております。

市民生活部長：私も過去に納税課におりましたので発言させていただきますと、国保税は保険年金課で課税し、徴収を納税課が行っております。その中で来年度の税率改定ということで市の姿勢というのも大変重要になってきて参ります。税務管財部だけに任せるのではなく、市民生活部も含めて市民の方の納税意識の啓発や納税課長補佐からも発言のとおり、接触が取れていない滞納者の方に対して粘り強い納税交渉を行うなど、全庁を挙げて取り組んでいかなければならないと考えております。また、税務管財部とも連携を取ってまいりたいと考えておりますので、委員にもご理解をいただきたいと存じます。

会長：ただいまの件につきましては当協議会の中でこれまでも議論されてきましたし、調べましたところ平成17年度の答申にも強く求められていた内容ですので、制度的な緩和を含めて納税者が払いやすい制度改善等を含めて、今回の答申に盛り込んでいきたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。今回提示された資料は前回示した案を、それまでに決めていただいた一般会計からの繰入れを37%とし、収納率を88%とした中で示された改定税率ですが、これが第1案となります。第2案は説明にもありましたように、介護分の税率を固定した場合となりますが、この場合応能：応益割合が57：43という比率になるということで、どちらかという均等割だけ課税される低所得の方が応益の割合が大きいので負担が増えます。また、均等割額も第2案の方が高くなりますので、第1案をベースに考えてはいかがかと思っておりますが、委員の皆様からご意見いただければと思っております。

委員：会長からもありましたが、1案・2案に関して、2案は応益割が高くなるということで、低所得の方に負担が大きくなるということでした。また、第2案を採用すると、法定外繰入れも第1案に比べるとかなり大きくなるということですので、1案と2案を比べた場合は第1案がいいのではないかと思います。その上で今までの議論を踏まえた上で、総括的に質問させていただきたいのですが、一般会計繰入金における法定外繰入れ、法定繰入それぞれの額とその合計、法定外繰入れの23年度見込み額、歳入総額に占める割合、法定外繰入れの24年度の見込み額、歳入総額に占める割合、また法定繰入についても同じように数字をください。それぞれの年度の法定外繰入れと法定繰入を合わせた一般会計繰入額の合計の23年度見込みと24年度見込み、その合計額が府中市の一般会計全体に占める割合が分かれば教えてください。また、税改定によって保険税が高くなりますので、第1案での改定による23年度・24

年度の増額の総額と率、改定による全体の中での現年に対しての23年度見込みと24年度見込みの増減幅と増減率の最高と最低のケースを教えてください。

**保険年金課長**：国保財政に関する資料（2）の2ページと3ページをご覧ください。2ページの下の方に繰入金という欄がございます。これが法定繰入を示しており、その他一般会計繰入金が法定外繰入れを示しています。表中、23年度の繰入れが7億1421万2千円で、24年度が7億1693万4千円です。国保財政に関する資料（4）、6ページの法定外繰入れで、第1案では23年度が24億3830万7千円、これを足した31億5251万9千円が税率を改定しても一般会計から繰入れなければならない金額です。率にすると、歳入合計の208億8172万4千円に対して15.1%の繰入れとなります。同じように24年度については法定繰入が7億1649万9千円、法定外繰入れが25億3262万円、合わせて32億4911万91千円でこれが歳入総額に占める割合は15.3%となります。次に第1案として税率を改定した場合の影響額については、国保財政に関する資料（4）6ページの調停額ベースで申し上げますと、全体的に平均7.6%の上昇となります。24年度は23年度に比べて4.3%増という形で考えておりますが、24年度と現行の税率を比較した場合は12.1%の上昇率となります。1人当たりの影響額はカラーの資料を見ていただきますと、一番変化があるのは夫婦2人・子供1人のケースで参考資料（3）の18ページになりますが、一番所得が低い方で20.4%のマイナス、一番上がるのは所得にすると790万円の世帯の10.1%となります。今回は均等割について7割・5割・2割の減額を適用するという前提で資料を作らせていただいておりますので、軽減対象となる世帯についてはマイナス、軽減対象外の世帯については8%ないし9%の上昇となり、平均7.9%の上昇率となっております。23年度から24年度の改定率としましては平均で12.1%ですが、所得が低い方でも4.3%程度、所得が上がると5.1%程度まで上がります。ただし、課税限度額まで課税されている方については増減率ゼロという世帯もございます。

**委員**：2年間にわたって上げるわけですがトータルすると、22年度比で最低がマイナス20.2%、最高が15.1%の上昇と考えていいのでしょうか。

**保険年金課長**：23年度については20%程度低くなる方もいらっしゃいますが、24年度については全世帯で負担がプラスになります。単純に申し上げますと、現年を100とすると23年度に80となりますが、80となる方についても24年度に約3%から4%上がりますので、83程度になる

と想定しております。

委員：最終的に23年度一番低い方が20.4%マイナスとなるが、24年度に少し上がるので、トータルで考えた場合、17%程度ということですね。そうすると最高の方はどうなりますか。

保険年金課長：一番上がる世帯で23年度10.2%または10.3%となります。その世帯は翌年度も5%前後上がりますので、わかりやすく申し上げますと、最初の年で100が110となり、次の年が110から5%上がりますので115となる方もいらっしゃいます。

委員：さきほど、24年度までの平均の上げ幅が12.1%とおっしゃっていましたが、そうなる一番上がる方はもちろん12.1%を超えますよね。そうなる、先ほどの一番上がる方の数字が変わってきませんか。

保険年金課長：22年度から23年度の上昇率が10.2%、23年度から24年度さらに5.1%上がりますので、合計すると15.8%、16%弱2年間で上がるということになりますが、マイナスになる方もいらっしゃいますので、平均すると2年間の増減率は12.1%となります。

委員：今のお話だと低所得の方はマイナスになる方が多くなり、所得200万円前後の世帯が増減の境界のようですが、収納率の向上を考えてこの率にさせていただきたいというのがあります。ただし一般論として保険税が上がれば収納率が低くなるという傾向があるようですので、相当力を入れないとかえって収納率が下がる懸念もあります。そこに関する考えを聞かせていただきたいと思います。

会長：当協議会としては現在の国保の経営状況を踏まえた上で、税率や繰入れを含めてどのような国保税が望ましいか前回まで議論いただけてきましたので、ご心配されている収納率に関してはご意見承っております。ここは収納率の向上のための努力をしていただくということが行政側の最大限の使命だと思いますので、そのことも踏まえて答申に盛り込んでいきたいと考えております。

保険年金課長：過去の経緯や他団体の状況を見ますと、収納率にほとんど影響はないようです。ただ、方法として応益割・均等割を極端に上げた場合は収納率の低下という傾向がみられるということも十分理解してございます。それを踏まえて今回、均等割の上げ率をなるべく抑えた中での改定案となります。

委員：高齢化や医療の高度化で医療費が上がっていくということで財政的に厳しいのはよく理解しておりますが、痛み分けを被保険者だけでなくはならないのか非常に疑問に思いました。繰入基準も35%から37%に上げていただいて感謝していますが、市の方も何か負担というのはないのでしょうか。国民健康保険法にもありますが、健全な国保事業を確

保するというのももちろんですが、社会保障という言葉も出てきますので、「府中市の安心安全でいきいき暮らせるまちづくり」という理念にたっても被保険者だけが痛み分けがあるのは大変つらいです。国民年金保険料も年々上がっています。リタイアした人や失業した人など国保加入者の構成から考えてももう少しご配慮いただけないでしょうか。

**保険年金課長**：貴重なご意見ありがとうございます。加入者の現状、年齢構成を考えても、大変厳しい中で運営をしております。先にもお示したように、一般の方は自身の健康保険料も支払い、市税もお支払いいただいて、その市税としてお支払いいただいた中で国保加入者のために使われていく部分があります。それについては従来35%という基準がありました。今回は制度改正に伴って財政当局と交渉の上、37%としてご提示させていただいております。国からは一般会計からの繰入れを極力なくすようにと指導されている中での、今回の制度改正ということでご理解いただきたいと思っております。所得階層・年齢構成等の資料もありますが、それらを十分加味し、事務局としても国保加入者への負担を少しでも軽減したいと考え、努力をした結果として今回の案を提示させていただいております。国保加入者としての立場としては委員さんのおっしゃる通りですし、そのニーズや意向を受けた中で仕事しておりますが、やはり行政としては国保に加入していない方のご意見や要望もありますので、その中で精いっぱい努力したものを今回提示しました。平均でも12%、高い方だと15%程度上がる方もいらっしゃいます。試算する中で、何とか努力いたしましたが、どうしてもこれだけは負担をお願いしなくてはならないということでご理解を賜りたいと思っております。

**委員**：私は府中市の国保に入っておりませんので、私自身の健康保険料を払っております。それ以外にももちろん市税を払っております。その市税を市の国保のために使われるということは少し納得がいかない部分もございまして。税には所得の公平化という側面がありますが、ただそこにはある一定の基準があるべきだと思いますので、37%という数字は死守すべきだと思います。個人的にはもっと低くてもいいのではないかと考えます。ただ先ほど指摘されたように、所得の不公平があるので国保事業にある程度移行するのは納得できます。その上で、今回減額になる人と増額になる人を見ると、可処分所得が多そうところの税率が上がっておりますので、滞納が増えるのではないかと懸念が指摘されましたが、そこは十分配慮されているのではないかと考えます。可処分所得の少ないところはマイナスとなっておりますので、これによってむしろ滞納額が少なくなるのではないかと考えます。子供がいるとそれなりにお金がかかるというのも事実ですが、配慮されていると思っております。特

に国保についてはすでに自分たちが医療で使用している分、介護で使用している分を払っていただくという制度ですので、自分たちが享受しているものに対して相応の負担をしなければならないということが税の目的の一つでもあります。その点からすると、繰入基準37%は守り、それに合わせて各所得階層の世帯で負担を分担する今回の案は妥当ではないかと思います。府中市は豊かだから繰入率の負担を求めるのではなく、むしろ37%を死守できるよう、応分の負担を求めるというのは順当な流れではないかと思います。

委員：応能：応益の割合を見ても市側の努力は理解できますが、収納率をみると若年層の収納率が非常に低いと思います。年代別収納率の偏りに不公平感は否めません。たま、一般繰入れは一部の人を対象になっているとの指摘がありましたが、他の施策も同じではないでしょうか。

委員：最初から説明をお聞きしていて、資料もそろえていただいて、ここで財政の問題が大きな問題だと認識を持つことができました。そのために収納率を上げることも必要ですし、今後高齢化の実態を考えたときに値上げが今回だけでは終わらないだろうと思います。10年、20年先を考えたときに健康ということが非常に大きな矛盾と我々個人の努力なしでは乗り切れない状況なのだと実感しました。今回の23年度・24年度についてはやむを得ないといえますか、他にどんな道があるのかと考えたときに、納得せざるを得ないものだろうと理解しました。全体像が見えてきて、私自身が受けた保健指導が大変な金額を使っていたということが分かり、このような財政状況の中から受けさせていただいたというのは大変驚きました。これだけのお金をかけて健康を守っていきこうとされているということ、また、財政が切迫した中で皆がお金を出し合って、努力をして助け合っていこうという姿勢を市民の中に作っていくことは不可欠ではないかと感じました。振り返ってみれば、自分の受けた指導にかかった費用を知っていれば、自分はもう少し努力すべきであり、絶対に成果を出そうとするのではないかと思いました。かかる費用を知っていれば、皆受けるでしょうし、また結果を出そうとするのではないかと思います。そこでその費用を有効に使って、健康に関する無駄な支出がないように努力もするのではないのでしょうか。葬祭費についてもこのような財政状況を知ったらあえて辞退をするという方も多いと思いますし、税についても払わなければ、自分の首を絞めていくことになるとの認識が必要だと思います。またその理解がなければ10年後、20年後は越せないのではないかという不安を感じました。行政もより広報活動に力を入れて、市民の中に空気を作っていただきたいと思います。自身がこの協議会に出た成果というものを非常に大きく感じましたが、

市民の皆さんにもそのような気持ちになっていただきたいと思いました。

会 長：ただいまのご意見は今後、納税相談も含め、国保の様々な施策のPR等に力を入れていっていただきたいと思います。貴重なご意見ありがとうございました。他にご意見がないようでしたら、当初予定しておりました税率等の見直しについての諮問の答申内容を今までの議論を踏まえて私の方で事務局に案を作らせてございます。文面の確認をしながら意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。今までの議論で第1案を採用するということになりましたので、この段階でとりまとめを行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

全 委 員：異議なし

会 長：では、まだ税率等は記入してございませんが、事務局より税率見直し等についての答申案について配布致しまして、説明差し上げます。

#### 事務局より答申案が配布され、読み上げられる

会 長：今まで議論いただきました内容から、読み上げました答申に集約させていただきます。この空欄になっております税率については先ほども申し上げましたが第1案を入れてとりまとめをさせていただきたいと思いますが、事務局からもう一度数字を入れて読み上げてください。

保険年金課長補佐：まず医療分ですが、平成23年度の所得割が4.37%となり、均等割が21,960円です。24年度の所得割が4.63%となり、均等割が22,920円でございます。次に支援分について平成23年度は所得割が1.37%で、均等割が6,600円です。24年度の所得割が1.42%、均等割が6,840円。最後に介護分ですが、平成23年度、所得割が1.47%、均等割が9,120円、24年度の所得割が1.49%、均等割が9,240円でございます。

会 長：ただいま数字を入れて読み上げていただいた中で、強調したい部分等ございましたらご意見をいただいて、修正をして取りまとめていきたいと思っております。特に収納状況につきましては付帯意見に皆さんの意見をまとめて盛り込ませていただきました。また、啓発活動も重要ですので、市長に提出するにあたっては、そこも含めたいと思っております。

委 員：付帯意見ですが、これはかなり抽象的ですが、納期回数の増加等も含め今までの議論や様々な意見も含めての表現ということにとらえてよろしいでしょうか。

会 長：そのような理解でお願いします。若年層の利便性を考えて、コンビニ収納が来年から予定されていますが、その確実な実施を求めていくという



ことです。

それでは、市長から頂いた諮問に対する答申の骨子は固まったということで、最終とりまとめについては会長と副会長にご一任していただき、市長への提出は兩名で行うということによろしいでしょうか。また、皆さまには完成した答申をお配りするということによろしいでしょうか。

全 委 員：異議なし

会 長：ありがとうございます。その方向で取りまとめをさせていただきます。

## 日程第2 その他

会 長：続きまして日程第3「その他」を議題といたします。事務局からありますか。

市民生活部長：本来であれば市長からご挨拶申し上げるところでございますが、公務のため欠席とのことです。代わりに私から一言ご挨拶申し上げます。4回にわたり議論をいただきましてまた、ご闊達な意見をいただきまして誠にありがとうございます。税率の見直しということで、委員の方からも切実な意見も頂きましたが市民の皆様にご理解をいただけるよう、行政といたしましても努力をしていかなければならないと考えております。本日まで大変ありがとうございました。

会 長：他にございませんか。それでは短期間にご審議いただきましてありがとうございます。先ほどまとめさせていただいた答申案をもとに副会長とともに市長に提出をさせていただきたいと思っております。お忙しい中大変ありがとうございました。

これを持ちまして、平成22年度第5回国民健康保険運営協議会を閉会いたします。